

地価調査と地価公示について

区 分	令和 5 年度地価調査	令和 5 年地価公示
根 拠 法 令	国土利用計画法施行令（昭和 49 年政令第 387 号）第 9 条第 1 項	地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）
実 施 主 体	宮 城 県	国（土地鑑定委員会）
価 格 名 称	標 準 価 格	公 示 価 格
地点(画地)の名称	基 準 地	標 準 地
調査対象区域	県内全域（35 市町村）	公示区域（33 市町村）
調 査 方 法	県が基準値を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該基準値の単位面積当たりの標準価格を判定する。	国（土地鑑定委員会）が標準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該標準値の単位面積当たりの公示価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 385 地点 林地 20 地点 計 405 地点	宅地 575 地点 計 575 地点
価格の判定基準日	令和 5 年 7 月 1 日	令和 5 年 1 月 1 日
公 表	令和 5 年 9 月 2 0 日	令和 5 年 3 月 2 3 日